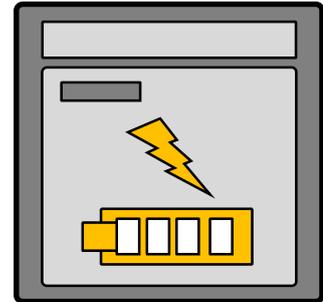


蓄電所の設置を検討されている方へ

蓄電所の設置に際し、環境保全課で所管している法令に基づく届出等が必要な行為は次の通りです。

なお、森林法、自然公園法等その他の法令に関する許認可等はそれぞれの所管部署・市町にご確認ください。



環境影響評価法、広島県環境影響評価に関する条例

現在、広島県では、蓄電所について、県条例の対象外としています。

ただし、大規模な土地の造成を伴う場合（施行区域^{※1}：50ha以上）においては、県条例に基づく環境アセスメントが必要となりますので、当課までご連絡下さい。

※1 施行区域…蓄電所が設置される面積の他、事業に必要な施設（パワーコンディショナ、変電所、調整池、緑地、搬入道路等）の面積を含む。

土壌汚染対策法

一定規模（3,000m²）^{※2}以上の土地の形質の変更^{※3}を行う場合は、県知事に対して、工事を着手する30日前までに届出をする義務があります。（届出先は所管の各厚生環境事務所（支所）又は広島市環境保全課、呉市環境試験センター、福山市環境保全課です。各届出先の管轄区域や連絡先等は次のURLからご確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/e-e5-dojo-otoiwasesaki.html>

※2 平成31年4月1日付けで土壌汚染対策法が改正され、有害物質使用特定施設の設置履歴（平成15年2月15日以降に限る。）がある土地における形質の変更を行おうとする場合は、規模要件が900m²以上となりました。詳細については、別紙「平成31年4月以降の土壌汚染対策法・広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく土地の形質変更（改変）時の届出等の手続き」をご覧ください。

※3 以下の行為は届出対象外です。なお、土地の変更に係る面積は、土壌の仮置き、舗装の敷設、整地、くい打ち等による掘削又は盛土部分（原地盤の形質が変更される部分）の合計です。

- ① 盛土しか行わない場合（一部でも掘削を伴う場合は、盛土範囲を含めて届出対象となります。）
- ② 形質変更の深さが最大50cm未満であって、当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外への土壌の搬出を行わず、土壌の飛散又は流出を伴わない行為
- ③ 農業を営むために通常行われる行為であって、区域外への土壌の搬出を行わないもの
- ④ 林業の用に供する作業路網の整備であって、区域外への土壌の搬出を行わないもの
- ⑤ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- ⑥ 土壌汚染がない土地として指定された土地（広島県内該当なし）

広島県生活環境の保全等に関する条例

都市計画法第 29 条第 1 項もしくは第 2 項又は宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない行為（いずれも行為に係る面積が 1,000m² 以上）を行う場合は、あらかじめ土地に係る過去の土壌関係特定事業場^{※4}の設置状況等についての調査を実施し、その結果を報告する必要があります。（報告先は所管の各厚生環境事務所（支所）又は広島市環境保全課、呉市環境試験センター、福山市環境保全課です。各届出先の管轄区域や連絡先等は次の URL からご確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/e-e5-dojo-otoiawasesaki.html>

※4 汚水等関係特定事業場（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する土壌関係特定有害物質を取り扱ったことのあるものに限ります。）、ガソリンスタンド及び射撃場

ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例

条例に基づく大規模行為届出対象地域及び景観形成地域では、大規模工作物の新築等を行う場合（高さ 13m 又は築造面積 1,000 m² を超えるとき）は、届出が必要です。また、広島県大規模行為景観形成基準により、高さ 60m（景勝地等の主要展望地から眺望できる地域は 31m）又は築造面積 2,500 m² を超えるものについては、周辺の地域住民等への説明のため、事前に計画の内容書及び理由書を準備するとともに、その周辺地域の状況をカラー合成写真等で分析した上で、周囲の景観に与える影響を検証することとしています。

届出先は各市町になりますので、各市町景観行政担当課にお問い合わせください。

また、広島市、呉市、竹原市、尾道市、福山市、府中市（旧上下町）、三次市、廿日市市では、市独自の景観条例を制定していますので、別途確認をしてください。

なお、県条例に基づく大規模行為届出対象地域及び景観形成地域では、一定規模以上の太陽光発電（高さ 13m 又は築造面積 1,000 m² を超えるもの）を設置する際に届出が必要です。

【大規模行為届出対象地域】 三原市（旧本郷町及び旧大和町を除く。）、府中市（旧上下町を除く。）、庄原市（旧口和町、旧比和町及び旧総領町を除く。）、大竹市、東広島市（旧福富町及び旧河内町を除く。）、安芸高田市（旧八千代町）、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町、神石高原町（旧豊松村及び旧三和町）

【景観形成地域】

新広島空港周辺景観指定地域： 三原市（旧本郷町、旧大和町）、東広島市（旧河内町）

西中国山地国定公園周辺景観指定地域： 安芸太田町（旧筒賀村、旧戸河内町）、北広島町（旧芸北町）